

中津市では移住・定住促進に向けた支援制度として 以下の補助金があります

制度の概要は裏面
を見てね



移住者向け一括給付補助金（対象地域：中津市全域）

移住にかかる経費として補助金を一括で給付します。

移住支援金

…最大200万円まで

移住応援給付金

…最大40万円まで

<注意>

- ★予算の範囲内での運用とさせていただきます。
- ★詳細については裏面のほか、別途要綱をご覧ください。下記担当課へお問い合わせください。
- ★申請に際しましては、必ず「事前登録」を行ってください。

[問合先]中津市企画観光部 地域振興・広聴課
Tel：0979-62-9033（直通）
Fax：0979-24-7522
E-Mail：tiikishinko@city.nakatsu.lg.jp

区分	移住支援金	補助率 補助上限額	複数人世帯：１００万円 ／ 単身世帯：６０万円 子育て加算 ５０万円 ※子育て加算とは１８歳未満の者一人につき加算する。（上限２名まで）
補助内容	移住にかかる経費として補助金を一括支給します。また、１８歳未満の世帯員を帯同した場合に加算を行います。		
補助要件	下記①～⑦の要件を満たすこと。 ① 転入する直前に連続して１年以上かつ１０年間のうち通算５年以上県外に在住していた方 ② ３９歳以下の方又は１８歳未満の世帯員を帯同している方 ③ 本市に５年以上定住の意思がある方 ④ 職務上の転勤、出向等や大学進学等による一時的な転入ではない方 ⑤ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別定住者のいずれかの在留資格を有する方 ⑥ 過去に中津市移住支援金及び中津市移住応援給付金の交付を受けていない方 ⑦ 下記（ｉ）～（ｖ）のいずれかに該当する方 （ｉ）おおいたジョブナビに掲載されている市内企業に就職した方 （ii）国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方 （iii）テレワークで移住元での業務を引き続き行う方（詳細な要件があります） （iv）本市や地域の人々と関わりを有する方（詳細な要件があります） （v）大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業補助金の交付決定を受けている方		
申請期日	転入後１年以内		

区分	移住応援給付金	補助率 補助上限額	世帯：２０万円 ==加算金== ① 子ども(18歳未満) １人10万円(上限20万円) ② 若年者(18歳～39歳) 世帯10万円 ※①・②の併給はできません
補助内容	移住にかかる経費として補助金を一括支給します。 また、１８歳未満の世帯員を帯同した場合や若年者についても加算を行います。		
補助要件	移住支援金の対象とならないことかつ、下記①～⑥の要件を満たすこと。 ① 転入する直前に連続して１年以上県外に居住していたもの ② 本市に５年以上定住の意思があるもの ③ 職務上の転勤、出向等や大学進学等による一時的な転入ではない方 ④ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別定住者のいずれかの在留資格を有する方 ⑤ 過去に中津市移住支援金及び中津市移住応援給付金の交付を受けていない方 ⑥ 下記（ｉ）～（iv）のいずれかに該当する方 （ｉ）新たに住宅を取得した方（新築・建売・中古・マンション等） （ii）空き家バンク制度を利用し、住宅を賃貸した方 （iii）帯同する世帯員に３９歳以下の方がおり、かつ、旧下毛地域に転入した方 （iv）おおいたジョブナビに掲載されている市内企業に就職した方		
申請期日	転入後１年以内		